

岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。